千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会の開催結果(概要)

- 1 開催日時 平成27年9月25日(金) 午後2時から午後3時40分
- 2 開催場所 千葉県森林会館 5階 第1会議室 千葉市中央区長洲1-15-7
- 3 出席者

【委員】吉田委員(委員長)、草刈委員、廣嶋委員、榎本委員、 鈴木委員、関委員、茂田委員

【オブザーバー】荒木上席研究員・澤邊研究員(自然環境研究センター)

【 県 】自然保護課長他

4 議案

議案第1号 千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ニホンジカ)(案) について

- 5 ニホンジカ小委員会の審議結果 原案どおり議決された。
- 6 主な質疑

議案第1号

- 指定管理鳥獣捕獲等事業と有害鳥獣捕獲について、管轄省庁、法律が異なるが、それぞれの事業の進め方、情報の整合性や共有についてどのようにするのか。データ等を見極める必要があるのでは。
 - → 有害捕獲については市町村から情報を得ており、捕獲頭数も集計しているので、それにより県全体の捕獲状況を見ていくとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業については、単年度ごとに生息状況調査を実施し、調査結果、捕獲状況等の状況により、捕獲区域の変更を行うことも考えている。
- イノシシの成田地域について、隣県との調整はどのようにしていくのか。
 - → この地域の選定について、県同士のやり取りはしていない。県内での分布拡大の危険性だけでなく、イノシシが川を渡って茨城県側へ行く可能性があることからも、分布の拡大を防止する必要があると考えている。
 - → 茨城県との情報共有はしていった方がいい。
- 生息状況調査を実施した事業者はどこか。
 - → 自然環境研究センターに生息状況調査と実施計画(案)策定の業務を委託している。

- 捕獲を行う期間が3カ月というのは十分な期間とは思えないが。
 - → 新規事業であること、捕獲実施には計画策定が必要であること、また、 猟友会をはじめとする地元との調整に多くの時間を要したことから、十 分な捕獲期間が確保できなかった。来年度は7月以降に実施計画の検討、 策定を予定しており、より早い時期に捕獲を開始し、年度をまたぐ形で 捕獲期間を長く取りたいと考えている。また、猟友会との調整が難しい 狩猟期間を外して捕獲期間を確保するため、今後、捕獲時期をずらして いきたい。
- 来年度は生息状況調査が6月で、計画策定が間に合うのか。
 - → 今年度は調査後に地元調整等に時間がかかったが、来年度は捕獲地域が おおよそ同じになると考えているので、その部分を短縮できる見込みで ある。また、複数年度での事業実施が可能となるよう、国への要望も考 えている。
- 数千 ha の捕獲対象エリアで60基程度のわなを毎日見回るには、アクセスのよい事業者でないと応札できないのでは。あてはあるのか。
 - → 本県では、認定鳥獣捕獲等事業者の申請について、猟友会と警備会社からの前向きな話があるが、まだ認定には至ってはいない。他県の事業者の参入も可能な事業であるが、全国でもまだ認定された事業者は少なく、多くの参加は見込めないことも想定している。
- ゴルフ場を除いた地域で捕獲ということだが、ゴルフ場で増えたシカが周り へ出てくるという問題もあるかもしれない。
 - → 柵を設置しているゴルフ場と設置していないゴルフ場がある。地元から の情報を基にわなの設置箇所を選定したいと考えており、ゴルフ場の際 などで多いという情報があれば、そこでの捕獲も検討したい。
- 糞塊法調査で、糞塊を「新、中、旧」に区分しているが、この「旧」はどの くらい古いものなのか。
 - → 糞の表面がかさかさになっているものであり、1年前のもの。
 - → 捕獲の効果を測るには、旧を除いた形で評価をしないといけないのでは ないか。比較するときに工夫が必要かと思う。
- 検体として必要なのはどの部位か。
 - → 齢査定のために下顎もしくは頭骨、妊娠状況判定のために子宮、脂肪の付き具合をみるために腎臓が必要であり、必要部位のみ県へ提出となる。 その他の部位については、埋却もしくは焼却により処分する。

千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会次第

日時 平成27年9月25日(金) 午後2時から 場所 千葉県森林会館5階 第1会議室

- 1 開 会
- 2 千葉県環境生活部自然保護課長あいさつ
- 3 議 案

第1号 千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ニホンジカ)(案)について

- 4 その他
- 5 閉 会

配布資料

資料1:千葉県における指定管理鳥獣捕獲等事業の概要

資料2:生息状況調査の結果について (ニホンジカ)

資料3:千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ニホンジカ)(案)

参考資料

千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会 出席者名簿

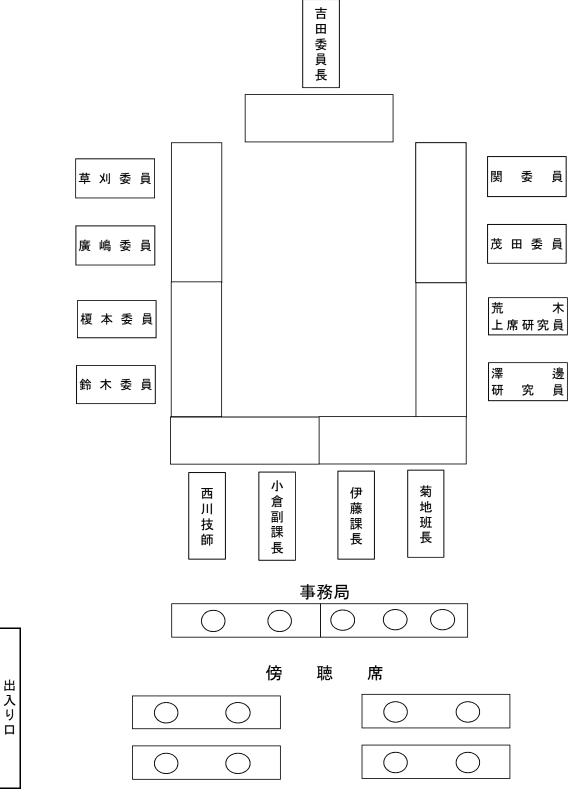
平成27年9月25日(金) 千葉県森林会館 5階 第1会議室

区分	氏 名	役 職 名	出欠	
部会委員	吉田 正人	筑波大学大学院 人間総合科学研究科 教授	出	
即云安貝	梅山雄二	千葉県森林組合連合会 代表理事専務	欠	
	草刈 秀紀	「野生生物と社会」学会 理事	出	
専門委員	廣嶋 卓也	東京大学大学院附属千葉演習林 講師	出	
	榎本 文夫	一般社団法人千葉県猟友会 事務局長		
	鈴木 正春	安房農業協同組合 常務理事	出	
臨時委員	関 善之	勝浦市 農林水産課長	出	
· 阿时安只	山田 一郎	鴨川市 農水商工課長	欠	
	茂田 達也	君津市 農林振興課長	出	

オブザー	荒木	良太	一般財団法人自然環境研究センター 上席研究員	出
バー	澤邊	佳彦	一般財団法人自然環境研究センター 研究員	出

千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会 座席表

千葉県森林会館5階第1会議室



議 案

議案第1号

千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画 (ニホンジカ) (案) について

法第14条の2第1項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施 計画の策定

(法:鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)

千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画 (ニホンジカ) (案) について

1 内容

資料3「千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ニホンジカ)(案)」の とおり

2 目的

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)に基づき指定管理 鳥獣捕獲等事業を実施することで、県内に生息するニホンジカの生息域の 拡大防止、縮小を図るため、同事業の実施計画を策定する。

3 実施計画の期間

策定日から平成28年3月31日まで

4 理由

平成27年に策定した第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)では、同計画の管理目標である生息密度の低減に向けて、県が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するとなっている。同事業を実施する上では、実施計画を定める必要があることから、資料3のとおり実施計画を策定することとしたい。

千葉県における指定管理鳥獣捕獲等事業の概要

1 趣旨

- ・近年、イノシシやニホンジカ等の急速な生息数増加・分布拡大により、農林業や生活環境への被害、自然生態系への影響が深刻化している。
- ・これらの有害鳥獣の捕獲については、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が実施している。関係者の努力によりイノシシやニホンジカの捕獲数は増加しているものの、 両種の増加速度に捕獲が追いつかないのが現状。
- ・このような課題を受け、新たな捕獲の仕組みをつくるべく、平成 26 年の鳥獣保護 法の改正により、都道府県が主体となって捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」 が国により創設された。
- ・集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について都道府県又は国が捕獲等をする事業であり、原則として一定の要件を満たした認定鳥獣捕獲等事業者に委託して実施する仕組み。
- ・現在は、イノシシとニホンジカが指定管理鳥獣に指定されている。本県では両種に よる被害が多いことから、今年度より両種について同事業を実施する。
- ・事業の実施にあたっては、市町村が実施している有害鳥獣捕獲との調整、棲み分け が必要。

2 県としての基本方針

- ・地域個体群を適正に管理するという視点から管理方法を分けると、一つは生息数を 適正な数まで減少させる密度管理、もう一つは、生息域を適正な範囲に縮小させる 分布管理に分けられる。
- ・市町村の有害鳥獣捕獲は主に高密度地域で捕獲が実施されており、密度管理に相当する。
- ⇒<u>これまでの有害鳥獣捕獲(密度管理)は引き続き市町村が実施し、県は生息域の拡</u>大防止及び生息域の縮小(分布管理)を目的として捕獲事業を実施する。

表1 県による指定管理鳥獣捕獲等事業と市町村による有害鳥獣捕獲との違い(千葉県の場合)

	指定管理鳥獣捕獲等事業	有害鳥獣捕獲
根拠法	環境省(鳥獣保護管理法)	農林水産省(特措法)
事業主体	県(国)	市町村
計画	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画	被害防止計画(緊急捕獲計画)
	広域的な鳥獣の個体群管理	農林水産業への被害防止
目的 	(分布管理:生息域の縮小)	(密度管理:生息数の減少)
範囲	複数市町村を対象とした広範囲	該当市町村の区域内
事業の担い手	認定鳥獣捕獲等事業者(法人)	猟友会員(猟友会)、農協・農家など

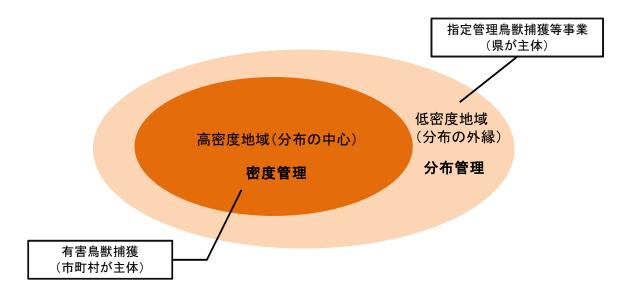


図1 密度管理と分布管理のイメージ図

3 捕獲事業の候補地

平成27年度の実施区域については、次の3地域が候補地である。

- (1)イノシシ(図2のとおり)
 - ●成田市、神崎町、多古町、芝山町、香取市

イノシシの生息域の飛び地であり、数年前から捕獲が報告され始めたため、この地域を起点に生息域が拡大する恐れがある。

● 茂原市、長柄町、長南町、睦沢町、一宮町

イノシシの生息域の外縁部であり、10年程前は生息や捕獲等が確認されなかったが、近年に捕獲頭数が増加している地域であるため、早期に拡大を防止する必要がある。

- **(2) ニホンジカ**(図3のとおり)
 - 勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、市原市

ニホンジカの生息域の外縁部であり、近年に捕獲頭数が増加もしくは捕獲され 始めた地域であるため、早期に拡大を防止する必要がある。

4 捕獲の実施計画

同事業を実施するには、捕獲区域や捕獲方法等を定めた実施計画を策定する必要がある。このため、上記の候補地でイノシシもしくはニホンジカの生息状況を調査し、 その結果や関係者からの意見・要望を踏まえ、実施計画(案)を策定した。

5 実施スケジュール

本事業については、以下のスケジュールに沿って実施する。なお、平成28年度も 平成27年度と同様の流れで進める予定であるが、捕獲期間を長くするため、スケジュールが全体に前倒しとなる予定である。

表2 事業実施スケジュール

年	月	内容
平成 27	6月	生息状況調査 開始
		指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域担当者会議
	7月	生息状況調査 終了
	9月	指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域担当者会議
		実施計画(案)作成
		イノシシ・ニホンジカ小委員会
	10 月	実施計画 策定
平成 28	1月	捕獲開始
	3 月	捕獲終了
	6 月	生息状況調査
	7月以降	平成 27 年度事業の評価
		平成 28 年度の実施計画の検討

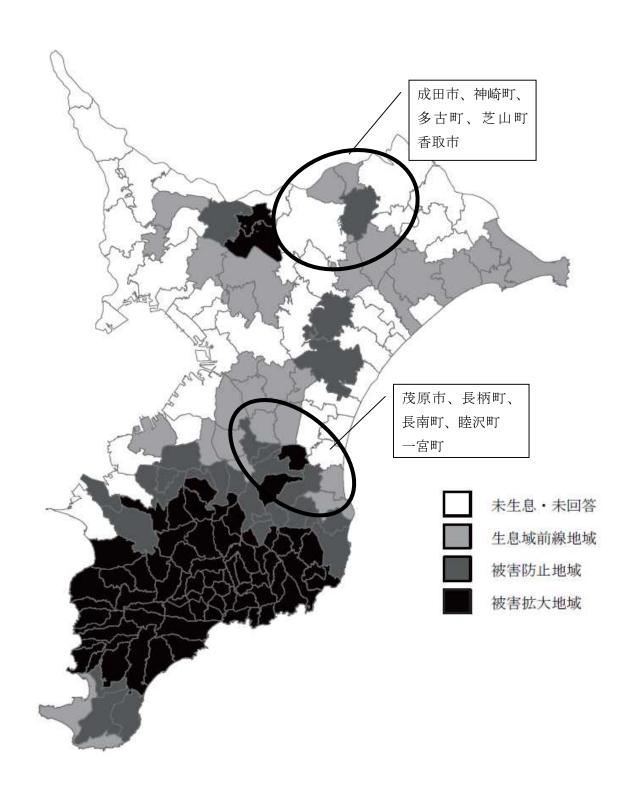


図2 指定管理鳥獣捕獲等事業実施地域 (イノシシ)

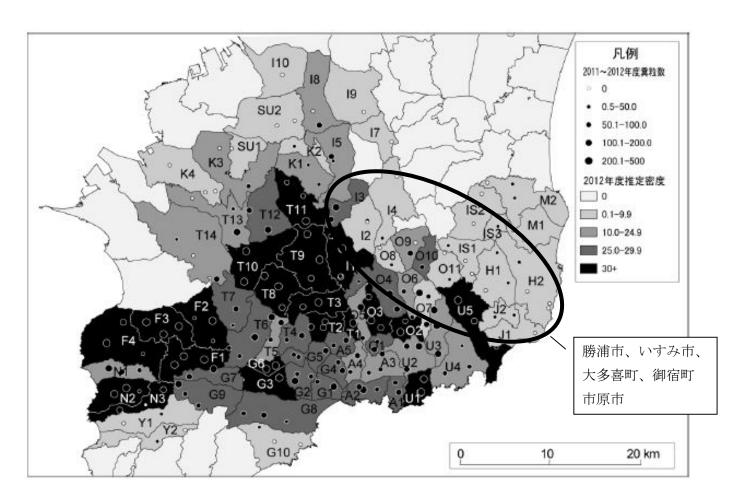


図3 指定管理鳥獣捕獲等事業実施地域 (ニホンジカ)

生息状況調査の結果について(ニホンジカ)

1. 調査方法

捕獲候補地内のニホンジカの生息状況を把握するため、6 月~7 月にかけて 糞塊密度調査を実施した。具体的には、森林内に 4km 程度の調査ルートを 12 ライン設定し、それぞれの調査ルート上をゆっくりと歩いて、両脇 1~2m の 範囲内に出現する、ニホンジカの糞塊を記録した(図 1)。

なお、調査地がキョンの生息域でもあるため、糞の短径が 7mm 未満のものは キョンの糞として扱った。

※糞塊密度調査はニホンジカの生息密度の指標を得るための手法であり、広域で生息状況を把握したい場合に適している。調査ルートごとに、単位距離あたりのニホンジカの糞塊数を算出することで、調査ルート間でニホンジカの生息密度を比較することができる。

2. 調査結果

調査ルート上に出現した糞塊の例を図 2 に、調査結果を表 1 及び図 3 にそれぞれ示す。

最も糞塊数が多かったのは、D-12(市原市)の 4.13 / km であった。調査対象の全ての市町で糞塊が確認されたが、D-1(いすみ市)、D-8(大多喜町)では、糞塊が確認されなかった。







図1 調査地の様子

シカの糞塊



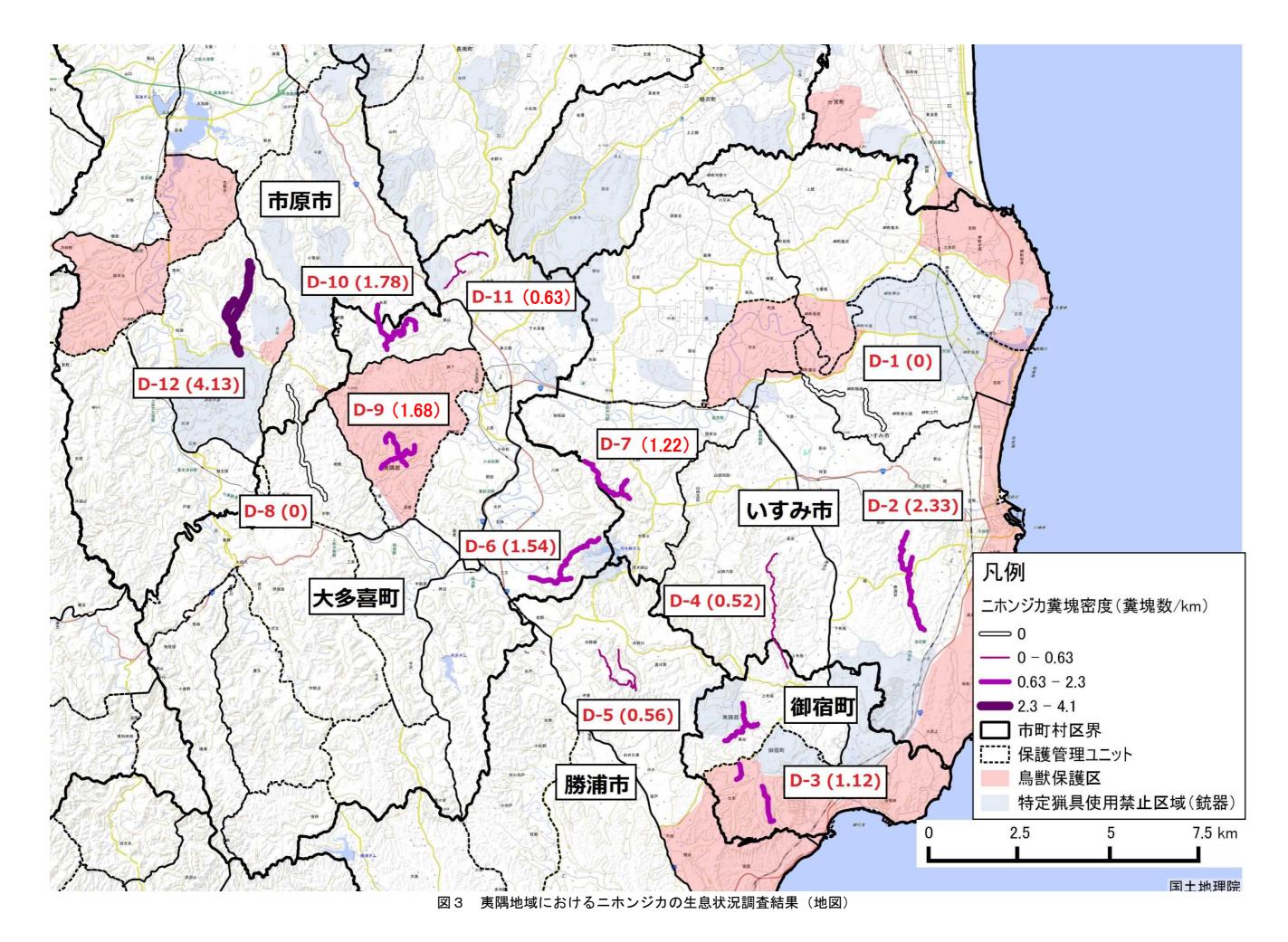
キョンの糞塊



図2 出現した糞塊の例

表 1 夷隅地域におけるニホンジカの生息状況調査結果(一覧表)

調査ルート総距離		糞合計(10粒以上)		糞合計(10粒未満)			糞塊数	糞塊数	
調査ルー ト	(km)	新	中	旧	新	中	田	合計	合計/km
D-1	4.0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
D-2	3.9	1	3	3	0	2	0	9	2.33
D-3	3.6	1	2	0	1	0	0	4	1.12
D-4	3.9	0	0	1	0	0	1	2	0.52
D-5	3.6	0	1	0	0	1	0	2	0.56
D-6	3.2	1	3	1	0	0	0	5	1.54
D-7	2.5	0	0	1	0	0	2	3	1.22
D-8	3.8	0	0	0	0	0	0	0	0.00
D-9	3.0	3	0	0	0	0	2	5	1.68
D-10	3.4	0	0	0	0	1	5	6	1.78
D-11	3.2	0	0	2	0	0	0	2	0.63
D-12	3.6	2	0	8	0	0	5	15	4.13



千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ニホンジカ)(案) (平成27年〇月〇日(計画策定日)から平成28年3月31日まで)

1 背景及び目的

ニホンジカは古くから千葉県内に生息していたが、農地の拡大や高い狩猟圧により昭和30年代には絶滅が危ぶまれる状態となったため、国が狩猟を禁止していたメスジカに加え、県では昭和36年からオスジカの狩猟禁止を実施した。しかしその後、保護対策の継続と大規模な森林伐採、幼齢植林地造成等でニホンジカの好適な餌場環境が人工的に作り出されたことにより、生息数の増加や生息域の拡大が起こったと考えられている。昭和50年代には農林業への被害が発生したため、昭和61年から有害鳥獣捕獲等の対策が開始された。平成3年度には狩猟(オス)の一部解禁等を行い、さらに、平成17年4月1日に「第1次特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)」を策定し、その計画の下、県および市町村による捕獲事業の実施や、狩猟(メス)の一部解禁など各種対策を講じてきた。

しかしながら、ニホンジカの分布域は拡大し、生息数、捕獲数ともに年々増加しており、 平成 26 年度の推定生息数は約 14,000 頭、捕獲数は 3,601 頭といずれも過去最高を記録 した。一方で、ニホンジカによる農作物被害は平成 24 年度までは減少傾向にあったものの、 近年は再び増加してきている。

このため、第3次第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)の目標である適正な生息数を目指して、既存の市町村による有害鳥獣捕獲事業に加え、県が実施主体となり指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。本事業では、ニホンジカの生息域の縮小または拡大防止を目的とし、生息域の外縁部において捕獲を行うこととする。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

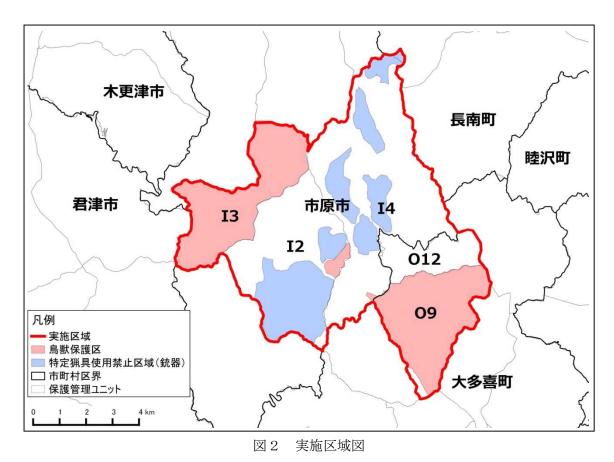
実施区域名	実施期間
市原・大多喜区域	平成 27 年 12 月下旬~平成 28 年 3 月 31 日
	うち、捕獲作業を行う期間
	平成 28 年 1 月下旬~平成 28 年 3 月上旬

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
市原・大多喜区域	市原市(ユニット	低密度地域の中でも	鳥獣保護区、
	I2, I3, I4)、大多喜町	密度が高く、今後	特定猟具使用禁止
	(ユニット 09, 012)。	北部への分布拡大が	区域 (銃器)
	ただし、狩猟期間中は	懸念される。	
	鳥獣保護区および		
	特定猟具使用禁止		
	区域(銃器)に該当		
	する地域。		



図1 実施区域図(全体)



※鳥獣保護区および特定猟具使用禁止区域(銃器)は、実施区域内のみ表示。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
市原・大多喜区域	糞塊数の低減

※平成28年度も同ルートで調査を実施し、痕跡数の増減を把握する。

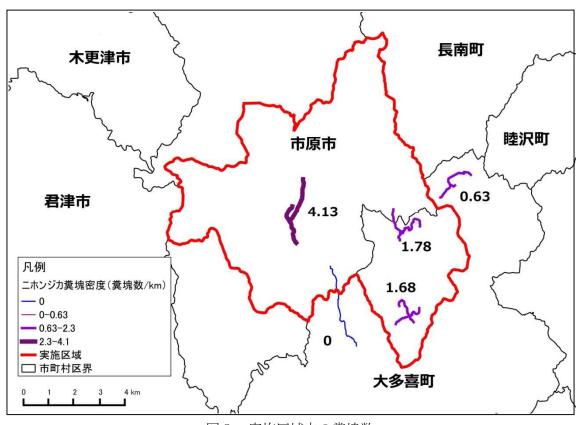


図3 実施区域内の糞塊数

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
市原・大多喜区域	わな猟 (くくりわな)	30 箇所程度

②作業手順

(ア)関係者との事前調整・作業実施の周知

捕獲の実施に当たっては、市町、土地所有者、住民、関係団体(猟友会等)と調整を図った上で、わなの設置場所を決定する。また、作業の実施前に、実施区域内の関係者や、関係機関および本県に入猟する狩猟者に対し十分な周知を行う。

(イ)捕獲の実施

本事業は認定鳥獣捕獲等事業者等に業務委託し、ニホンジカの捕獲を実施する。 事業受託者は、作業の実施前に十分な安全管理体制を整える。また、捕獲の実施に 当たっては、わな設置地点の位置情報、周辺環境等の記録を行う。わなの見回り時は、 対象種の誘因状況、わなの状況等の記録を行い、必要に応じて設置場所の移動、設置 基数の変更等を行う。

(ウ)捕獲個体の捕殺、捕獲情報の記録

個体が捕獲されている場合は、事業受託者は安全に留意し止め刺しを行う(必要に応じて銃器を使用する)。捕獲個体については、捕獲年月日、捕獲場所、わなの種類、止め刺し方法、性別、齢クラス、体長、体重等を記録し、写真撮影を行う。捕獲個体は、実施区域の関係者と協議の上、埋設や焼却等適切に処理する。また、検体として必要な部位については回収し県へ提出する。

(エ)錯誤捕獲の場合の対応

対象種以外の動物が捕獲される可能性がある場合には、事業受託者は予め捕獲許可 を取得し、捕獲した場合は適切に処分する。特定外来生物が錯誤捕獲された場合は、 法律に基づき適切に処分する。

(オ)捕獲情報の収集および評価

県は、事業受託者から捕獲に係る各種記録を収集し、千葉県環境審議会鳥獣部会 ニホンジカ小委員会の意見も踏まえ事業の評価を行う。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【事業主体】千葉県

【実施形態】委託

【委託範囲】ニホンジカの捕獲

【想定される委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者等、鳥獣の捕獲等に必要な安全管理並びに技能と知識を有し、 本事業を適正かつ効率的に実施できることが見込まれる者。

【事業の実施体制】

捕獲実施時期が狩猟期間と重複するため、事故が起こらないよう安全管理には入念な注意を払う。県および事業受託者は関係者との連絡体制を整え、安全かつ効率的な業務遂行に努める。

- 8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項
- (1) 住民の安全の確保のために必要な事項
- ・県および事業受託者は、事業を実施する前に、市町を通じて住民や関係者に対し事業 内容について十分な周知を図る。周知の方法については、市町と協議した上で決定する。

- ・受託者は、事業実施区域に注意喚起看板を設置し、必要に応じて立入規制措置を行う事で住民の安全を確保する。
- ・自然観察会の散策コース等、地元住民以外の住民が頻繁に入林する可能性がある場合は、 わなの設置を避ける等の配慮を行う。
- ・捕獲実施期間中は原則毎日の見回りを徹底する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・受託者は、捕獲事業者の証明となる従事者証を常に携帯する。
- ・墓地や社寺境内など人の出入りの多い場所には、わなの設置を控える。
- ・止め刺しで銃器を使用する際は、発砲回数を最小限にし、静穏の保持に努める。
- 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項
- (1) 事業において遵守しなければならない事項
- ・連絡用無線機の使用に当たっては、電波法を遵守し適切な使用に努める。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・くくりわな設置の際には、わな本体及びわな周辺部の見やすい場所に標識を設置する。
- ・埋設処分を行う際には、水源等への影響が無いように配慮する。

(3) 地域社会への配慮

- ・関係機関に対して、猟法、わな基数、設置場所、作業期間、実施人数等の詳細について 情報提供を行い、地域社会との軋轢が生じないよう配慮する。
- ・地域関係機関に対して、捕獲の結果と評価を示し、本事業の必要性について理解が得られるよう努める。

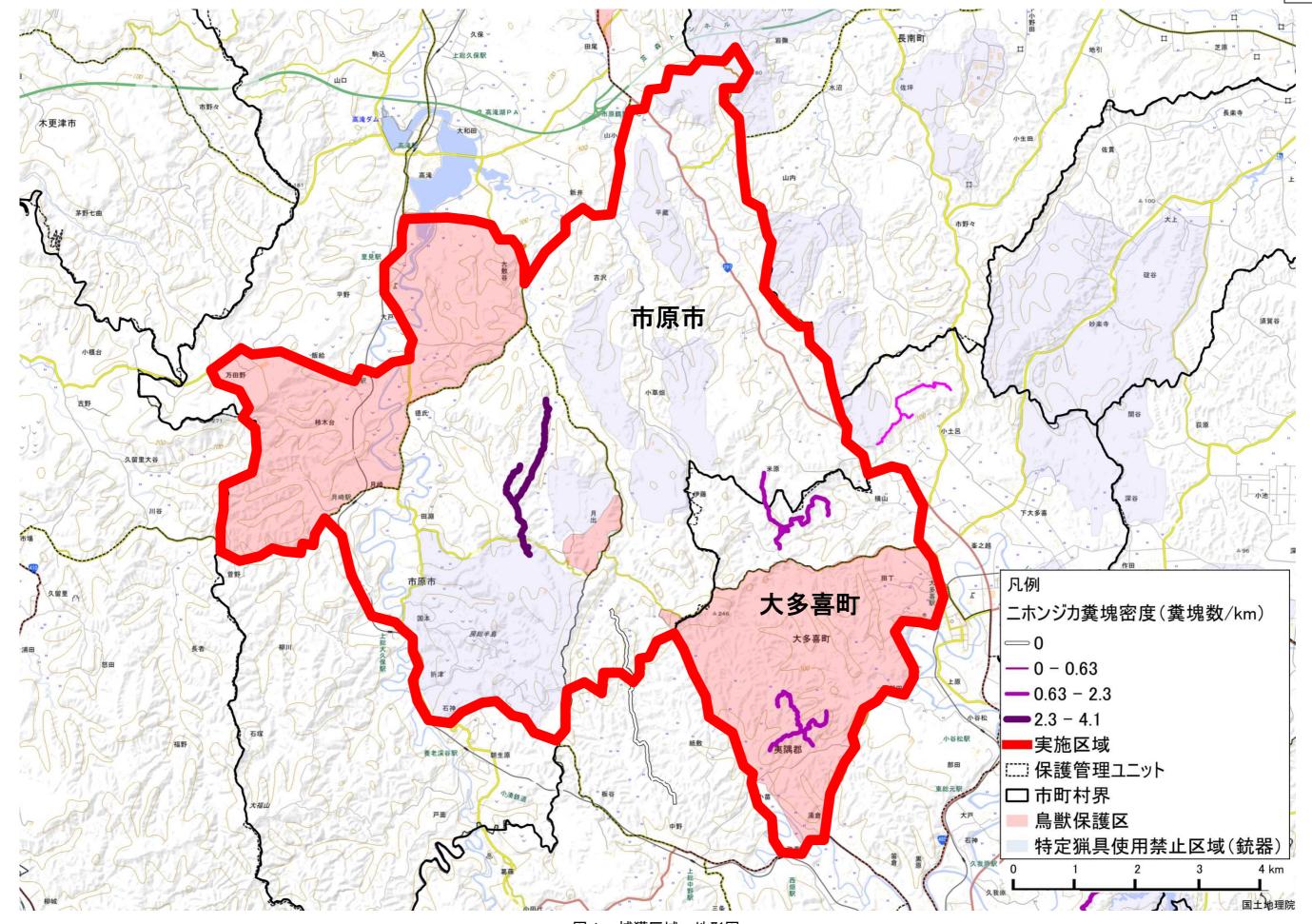


図 1 捕獲区域:地形図

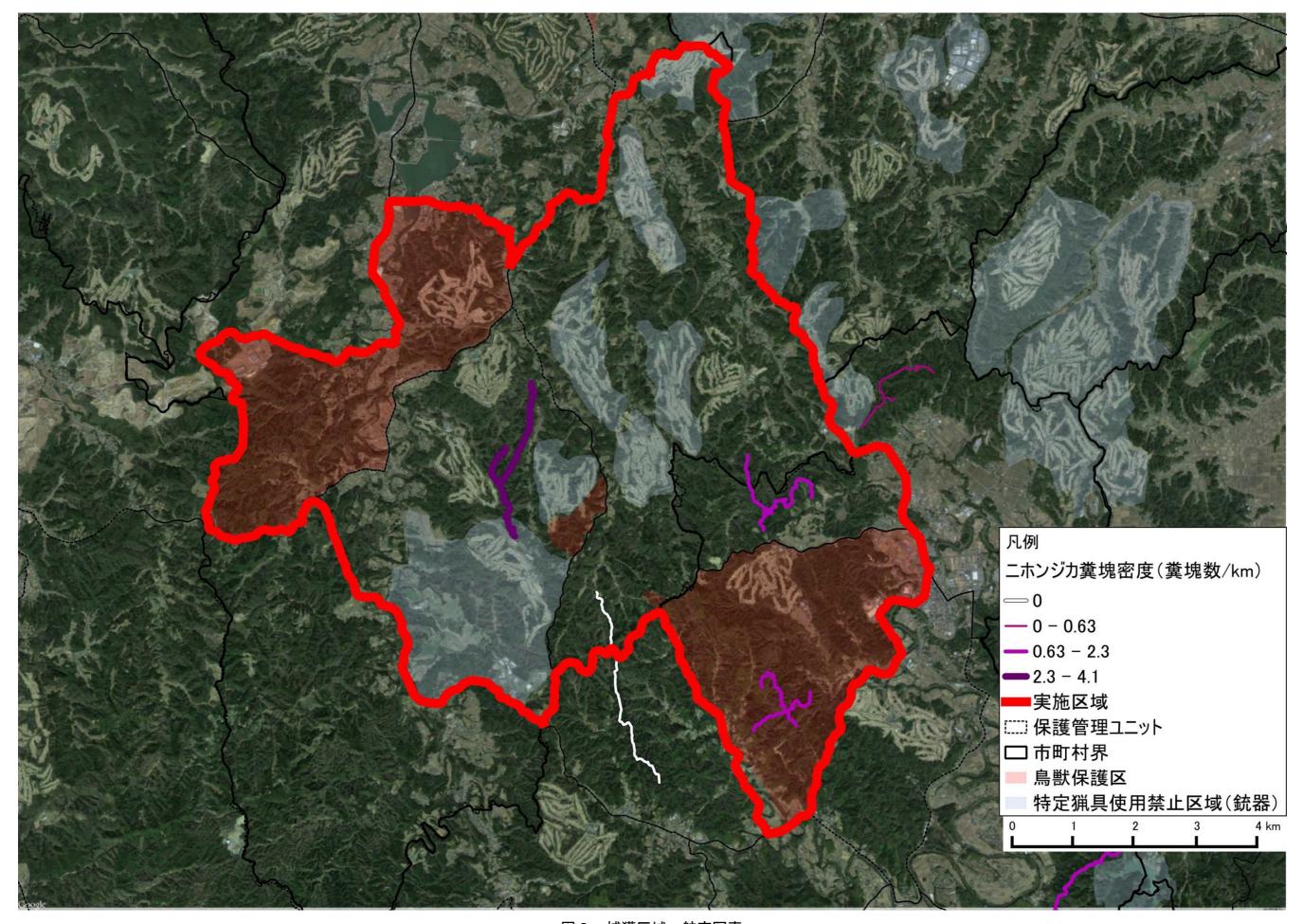
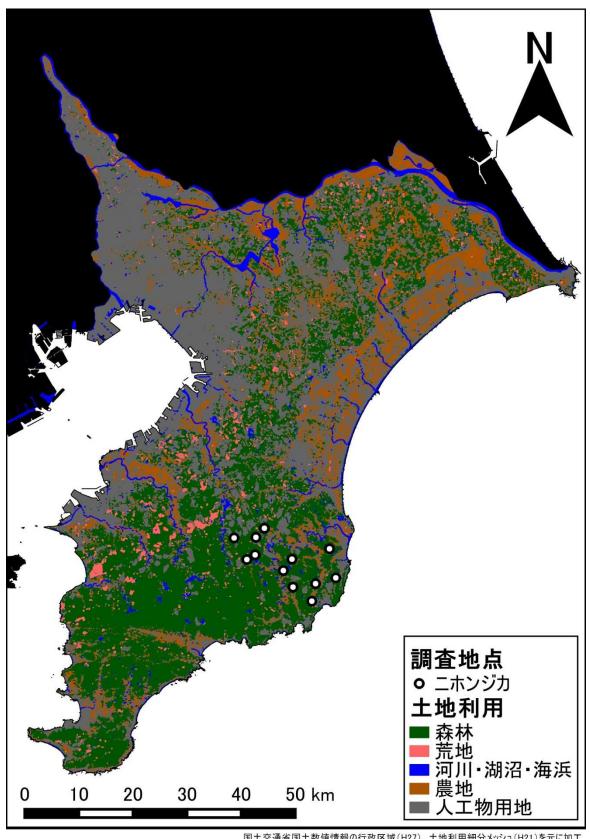
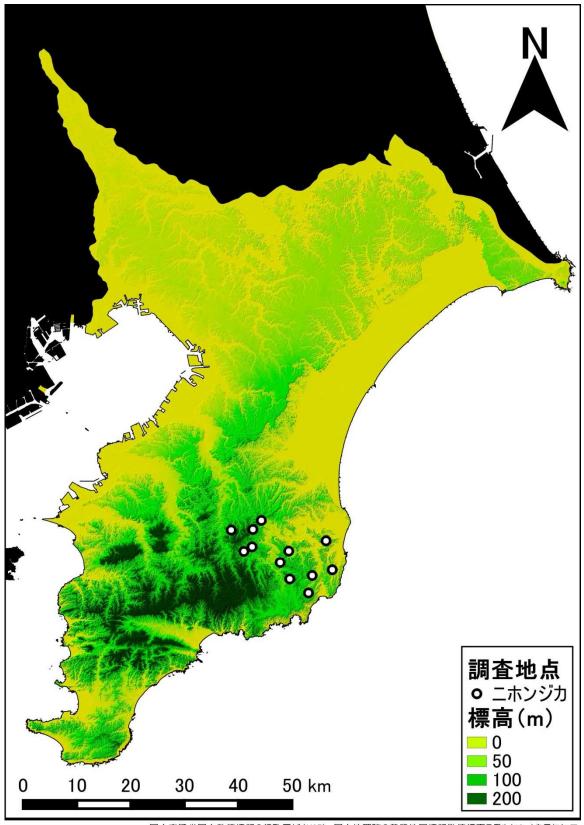


図2 捕獲区域:航空写真



国土交通省国土数値情報の行政区域(H27)、土地利用細分メッシュ(H21)を元に加工

図3 調査地点における土地利用



国土交通省国土数値情報の行政区域(H27)、国土地理院の基盤地図情報数値標高モデル(10m)を元に加工

図4 調査地点における標高

千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画 (ニホンジカ) (案) に対する 関係市町との協議および利害関係人からの意見聴取状況

1 協議および意見聴取事項

千葉県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画 (ニホンジカ) (案) について

2 関係市町および利害関係人からの回答数

関係市町	回答数
2 市町	2 市町

※対象については、表1のとおり

利害関係人	回答数
1人	1人

[※]対象については、表2のとおり

3 協議および意見聴取結果

協議および聴取事項について、反対意見はなかった。

なお、具体的な意見は下記のとおり。

・事業実施区域において、有害鳥獣捕獲が実施されており、特に猟犬、銃器を用いた一斉捕獲が予定されていることから、捕獲作業の実施にあたっては、安全性確保等のため、事前の連絡及び調整を密にお願いしたい。(市原市)

表 1 関係市町名簿

職名	氏名(敬称略)
市原市長	小出 譲治
大多喜町長	飯島 勝美

表 2 利害関係人名簿

職名	氏名(敬称略)
一般社団法人千葉県猟友会会長	鈴木 理之

千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会運営規程(以下「審議会規程」という。) 第7条及び第13条の規定により、千葉県環境審議会鳥獣部会(以下「部会」と いう。)の議事及び運営に関し、審議会規程に定めるもののほか、必要な事項を 定めるものとする。

(小委員会の設置等)

第2条 部会に下表の左欄に掲げる小委員会を置き、それぞれ対応する同表の右欄に 掲げる事務を所掌する。

•	
小委員会の名称	所掌事務
ニホンザル小委員会	ニホンザルの保護管理に関すること。
ニホンジカ小委員会	ニホンジカの保護管理に関すること。
イノシシ小委員会	イノシシの管理に関すること。
アカゲザル小委員会	アカゲザルの防除に関すること。
キョン小委員会	キョンの防除に関すること。
アライグマ小委員会	アライグマの防除に関すること。

- 2 部会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する 小委員会以外の小委員会を設置することができる。
- 3 部会長は、必要と認めるときは、二以上の小委員会の所掌に係る案件について 審議するため、二以上の小委員会の合同の小委員会を設置することができる。

(諮問の付議)

第3条 部会長は、千葉県環境審議会会長から諮問の付議を受けた場合は、当該諮問を前条により設置した適当な小委員会に付議することができる。

ただし、鳥獣保護事業計画、鳥獣保護区の指定及び拡張に関する事項については この限りでない。

(小委員会の会議)

- 第4条 小委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長と なる。
- 2 会議は、委員、専門委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の半数以上の 出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の 決するところによる。

(小委員会の決議)

- 第5条 部会長は、一の小委員会の決議を他の小委員会に付することが適当と認める ときは、当該決議に係る案件を当該他の小委員会に調査審議させることができる ものとする。
- 2 審議会規程第7条第4項の規定により準用する同規程第6条第1項の規定は、次 の各号に掲げる事項についてのみ適用する。
 - 一 特定鳥獣保護管理計画の進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等 の改善に係る検討に関する事項
 - 二 特定外来生物防除実施計画の変更、進行管理及び当該計画の変更を伴わない 実施方法等の改善に係る検討に関する事項
 - 三 前2号に掲げるものの他、あらかじめ部会で議決した事項

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、部会及び小委員会の議事及び運営に関し 必要な事項は部会長又は委員長がそれぞれ定める。

附則

この規程は、平成25年8月28日から施行する。

附則

この規程は、平成26年12月19日から施行する。